

土浦市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年6月25日付け土浦市監査委員告示第5号で公表した令和6年度財政援助団体等に対する監査結果報告書に基づき、土浦市教育長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和6年7月17日

土浦市監査委員 市 原 和 弘

土浦市監査委員 寺 内 充

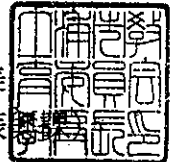




土教委発第881号
令和6年7月16日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

教育長 入野 浩美
(担当課：スポーツ振

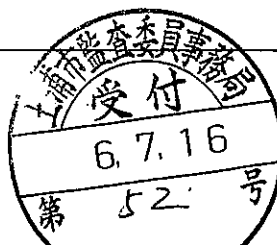


令和6年度実施の財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について（通知）

監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	支出基準の整備について。 実行委員会の支出において、50万以下の支出が事務局担当者決裁、50万円以上が事務局係長決裁、100万円以上が事務局課長決裁で処理することとなっているが、内規等文書として整備されたい。
講じた措置の内容	上記措置すべき内容について、かすみがうらマラソン大会実行委員会事務局財務関係事務専決基準を作成し、財務関係事務の専決基準に関する規程を別添のとおり決めました。



かすみがうらマラソン大会実行委員会事務局財務関係事務専決基準

(趣旨)

第1条 この基準は、かすみがうらマラソン大会実行委員会事務局の財務に関するものの処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務局長 土浦市教育委員会事務局スポーツ振興課長をいう。
- (2) 課長補佐 土浦市教育委員会事務局スポーツ振興課において、かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンに関する事務を所掌する課長補佐又は係長をいう。
- (3) 担当職員 土浦市教育委員会事務局スポーツ振興課において、かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンに関する事務を担当する主査、主任、主幹及び主事をいう。

(財務に関する専決事項)

第3条 かすみがうらマラソン大会実行委員会事務局の財務に関する専決事項は、別表のとおりとする。

付 則

この基準は、令和6年 月 日から運用する。

別表（第3条関係）

専決区分 専決事項	事務局長	課長補佐	担当職員
1 収入調定	500万円を超えるもの	100万円を超え、500万円以下	100万円以下
2 支出命令	100万円を超えるもの	50万円を超え、100万円以下	50万円以下
3 還付及び充当	○		
4 収支振替	○		
5 返納	○		